

原発事故避難者の住宅支援の継続を求める意見書

阪神・淡路大震災後の平成10年によく被災者生活再建支援法が成立し、被災者の権利、とりわけ住まいを中心とした支援を受ける権利が国内法においても明確になってきつつある中、さらに東日本大震災の被災者に対しては、原子力損害賠償法で対応するだけでなく、国や地方公共団体がその責任の一翼を担う「原発事故子ども・被災者支援法」が国会会派一致で成立している。しかし、住宅提供は災害救助法の枠組みでなされており、国の意向も反映されたものだと伝えられている。

このたび、福島県が「自主避難者」の避難先の住宅の無償提供を2016年度で終える方針を固めたとの報道がされた。

一方、特定避難勧奨地点の解除など、年間20マイクロシーベルトという高過ぎる線量基準をもとにした国の帰還政策は、事故の風化・矮小化を図って被災者を見捨てることにつながる。

避難元の地域の線量は、事故前の基準に比べればまだ高いところも多く、多くの自主避難者、特に小さな子供たちを抱える親たちは帰るに帰らず、避難の継続を希望している。避難者を受け入れている多くの自治体も、住宅借り上げ制度の複数年延長やその柔軟な運用を求めてきた。

また、「原発事故子ども・被災者支援法」（以下「支援法」）では、「原子力発電所の事故により放出された……当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」ことを明確に認め、支援策について、被災者一人一人が「居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができる」ように、「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」とうたっている。当事者やそれを支えてきた市民や自治体の意向を無視した今回の方針は、支援法の理念に背くものであり、到底容認することはできない。

避難者の生活の最も重要な基盤の一つとなる住宅への支援策は、本来、現在のように災害救助法に基づく「みなし仮設」として1年ごとに延長するのではなく、同法で想定されていなかった原発事故汚染に対処するため、「支援法」に基づく抜本的な対策や法制度が必要である。また、今後の住宅支援策として打ち出されている「公営住宅への入居円滑化」も、その需給の把握すらなされておらず、入居を保障するものではない。有償で倍率も高い公営住宅に、当該地域の住民と競合する形で起こり得る問題なども懸念され、本質的な解決につながらない、極めて場当たりのものである。

抜本的な対応策を怠った上に、現行法での不十分な枠組みさえ打ち切ろうとするのは、支援法の理念ばかりでなく、憲法が保障する生存権を否定するものである。

よって狛江市議会は政府及び福島県等に対し、福島県と国の方針に対して強く抗議し、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

- 1 避難者への住宅の無償提供を終了する方針を撤回し、抜本的・継続的な住宅支援が可能な法制度を確立すること。
- 2 全避難者を対象にした公聴会を開催すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月2日

東京都狛江市議会

平成27年7月2日 原案否決